

住民票作成求め、保坂展人世田谷区長 へ要望書送付
6月14日付

東京都世田谷区長 保坂展人 様

菅原和之さんたちの子どもに住民票を！

私たちは、住民票の婚外子続柄差別記載の撤廃を求めた裁判を契機に1988年に会を結成し、それ以降これまで23年間婚外子差別撤廃を求めて運動してきた市民団体です。国際人権諸条約に基づく国連規約人権委員会をはじめとした各人権委員会に日本における婚外子差別を訴えた結果、日本の現状が国際的に知られるようになり、日本審査が行われるたびに日本政府に婚外子差別撤廃の勧告が出されてきました。

住民票や戸籍の続柄差別記載についても裁判や法務省との交渉を通し、改善されてきました。

世田谷区在住の菅原和之さんたちの子どもさんに、未だ住民票が作成されていないことについて、4月26日の東京地裁の判決では、「区長においては、原告子の利益を中心に考えて、職権調査による方法で原告子につき住民票の記載をすることを検討することが望まれる」と述べています。

「子の利益を中心に考えて住民票の記載を」との求めは、とても重い言葉ではないでしょうか。保坂展人区長は、国会議員時代に婚外子差別は人権侵害であり、撤廃されなければならないと標榜するのみならず、法務省に対しても法制度上の婚外子差別の撤廃を求めてこられました。だからこそ、区政においても、婚外子差別撤廃を前向きにすすめるべきであり、その視点に立って、この判決がのべたことを受け止めて、「子の利益を中心に考えて」の1点で住民票の作成を行うべきだと思います。

区長は、これまで『「差別記載拒否の心情にも配慮し、付箋処理の方法による出生届の受理の方法を提案」し、また、「法務省は『嫡出でない子』と記載しなくとも、「子は母の氏を称する」「子は母の戸籍に入る」等と記載すれば出生届を受理するように取扱いを改めた』ので、その方法での出生届の受理を提案してきたにもかかわらず、出生届の提出を拒んだ』のだと、裁判の中で述べています。

しかし出生届の差別記載欄にチェックをすること、及び『嫡出でない子』という付箋処理を認めることは、子どもを正当な子ではないと親自身が子どもを差別することであり、それら差別記載及び付箋処理を拒否したことは当然の正当な行為です。

また区長が述べている「法務省による、子は母の氏を称する等と記載して受理するとの取扱いの改善…」についても、『嫡出でない子』という露骨な差別的用語こそ使わなくて済みますが、それで出生届の障害がなくなったとはとても言えません。

この法務省による取扱いの改善がされる以前は、『嫡出でない子』という差別記載のチェックを拒否し付箋処理も拒否すると、出生届が不受理にされ、戸籍が作成されず、その結果住民票も作られなくなるため、それだけはどうしても避けたいと、悩み苦しみながらやむなく出生届の差別記載欄にチェックし提出してきた人が多数おり、私たち交流会に相談が相次ぎました。

私たちは法務省に要請し、差別記載欄の撤廃、差別記載を強要しないこと、差別記載の付箋処理をしないことを繰り返し求めました。長年の交渉の末、差別記載の撤廃までは実現できなかったものの、出生届の差別記載欄にチェックしていない場合、「子は母の氏を称する、もしくは子は母の戸籍に入る」旨をその他欄に記載あるいは付箋処理の方法で受理することになったのです。

しかし、この改善は、差別記載することが苦痛であってもやむなく差別記載をせざるを得なかった母や父の苦しみを少しでも緩和するためであって、出生届の婚外子差別の記載を撤廃するものではありません。また上記の方法は、あくまでチェック欄の記載を行政側が求めたうえでなお拒否した場合のみ適用されることになっており、差別記載の強要はその意味で継続しています。抜本的な解決には程遠いのです。

またすでに、国連規約人権委員会は2008年に「出生の届書で子どもが『嫡出』であるか否かを記載しなければならないとする規定は条約違反であり、戸籍法第49条第2項第1号を法律から削除すべきである」との勧告を日本政府に行っています。出生届の取扱い方法に一部変更があったからと言って、これを拒否することはむしろ当然であり、なんら非難されるいわれはありません。

今回の判決で東京地裁が示した見解では、「戸籍がなくても子の利益を中心に考えて、職権調査による住民票の記載を検討することが望ましい」ということです。菅原さんたちの子どもの住民票を作成するか否かは、子の利益を中心に考えるか否かであり、婚外子差別を拒否するか否かにかかっているということであると考えます。住民票が合法的に作成できるということは、既に第1次訴訟でも最高裁判決で明記されており、今回の東京地裁判決で改めて確認されました。あとは区長の決断あるのみです。

その決断にはさまざまな批判も圧力もあるかと予想されますが、しかしそれをはねのけてでも、子どもの利益を第一に考え実行すべきだと思います。それが区長を応援した人たちへの願いに応えることですし、全国の婚外子の親たちのみならず、日々さまざまな差別と闘っている人たちへの励ましになるかと思えます。これまで言ってきたことと、当選した後やることとは全く違うというのでは、絶望しか生まれません。保坂展人という人を信じ、思いを託して1票を投じた人たちそして応援した人たちの熱い思いを、どうか裏切らないでください。努力したができなかったということは今回の場合はあてはまりません。なぜなら区長として一步を進めるといふ決断をすれば、実現できることなのですから。

どうか菅原和之さんたちの子どもさんの住民票を一刻も早く作成されるよう強く要望します。

2012年6月14日

なくそう戸籍と婚外子差別・交流会
住所 (省略)

E-mail: kouryu2-kai@ac.auone-net.jp

